

## 「(仮称)新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン懇談会」開催要綱

### (目的)

第1条 本懇談会は、新潟市の拠点性強化に向け、将来のまちづくりの方向性を示した「新潟都心の都市デザイン」を具現化するため、新潟駅および万代地区周辺における官民連携まちづくりの視点から、次に掲げることについて、官民の関係者で意見交換を行いながら検討することを目的として、(仮称)新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

- (1) (仮称)新潟駅・万代地区周辺将来ビジョンの策定に関すること
- (2) エリアプラットフォームの構築に関すること
- (3) そのほか、懇談会が必要と認めること

### (委員構成)

第2条 懇談会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

### (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、会議における審議の内容が、新潟市情報公開条例第6条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市政策部において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

### (施行期日)

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。